

令和6年度 歳末たすけあい募金配分事業
地域福祉活動助成金交付要綱（一般公募枠）

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会

目的：高齢者や障がい者・児童など、地域で援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるような福祉の風土づくりにつながるふれあい・交流事業や支援事業に対して、社会福祉法人城陽市社会福祉協議会補助金等交付規程及びこの要綱の定めるところにより、歳末たすけあい募金の一部を配分し、市民が企画し参加する地域福祉活動の広がりを図ることを目的とする。

対象団体：城陽市内を活動範囲として1年以上の活動実績があり、構成員が5名以上である団体。ただし、以下のいずれにも該当しない団体とする。

- ・社会福祉法人 ・校区社会福祉協議会 ・政治・宗教活動を主とした団体
- ・営利を目的とした団体 ・暴力団またはそれに関わりのある団体
- ・本会の社会福祉関係団体事業費助成金を申請している団体
- ・自治会及びそれに類する団体
- ・行政機関等から応分の補助がある団体

対象事業：目的に合致する事業で、令和6年12月～令和7年11月までに実施・完了する事業とする。（ただし、備品購入費、団体内での飲食費のみには使用できない。また、城陽市社会福祉協議会が別に補助対象としている事業、行政機関その他の公的機関から応分の補助が認められる事業は除く。）

助成金額：1団体あたり50,000円以内。ただし、対象事業総額の2/3を超えない範囲とする。

申請方法：申請書に必要事項を記入の上、令和6年10月31日（木）までに、城陽市社会福祉協議会事務局へ提出する。（土・日・祝除く）

選考方法：過去の助成実績等も考慮して、城陽市社会福祉協議会において審査・決定し、12月下旬頃申請団体に通知する（新規事業や他に例のないユニークな事業を優先して支援する）。

【注意事項】

- ①団体会員のみで行う事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。
- ②事業実施(助成決定後)の際には、共同募金のPRをしていただくようお願いします。
- ③事業終了後は、必ず領収書の写し・事業概要のわかる資料(写真・チラシ等)を添付し、事業報告書をご提出ください。
- ④昨年度助成金交付を受け報告書が未提出の団体は、今年度以降の交付対象となりませんので、事業終了後速やかにご提出ください。(申請時、事業終了前の場合その旨ご相談ください)
- ⑤審査内容・経過については、お答えできませんのでご了承ください。

問合せ・申請書提出先 ⇒ 社会福祉法人城陽市社会福祉協議会 地域福祉係
〒610-0121 城陽市寺田東ノ口17 市立福祉センター内
電話 56-0909 FAX 56-2800

(様式①)

令和 年 月 日

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会
会 長 様

団 体 名 _____ 印

代表者氏名 _____

令和6年度 歳末たすけあい募金配分事業
地域福祉活動助成 交付申請書

令和6年度歳末たすけあい募金地域福祉活動助成金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

申 請 額 _____ 円

(申請事業の詳細は様式②に記入のこと)

【団体の概要】

連絡先住所 城陽市	電話
・会員人数 人 (男 人、女 人)	
・結成年 年	
・主な活動内容	

※会則を添付してください。(過去助成実績があり、会則に変更がない場合は添付不要)

(様式③)

令和 年 月 日

社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会
会 長 様

団 体 名 _____ 印

代表者氏名 _____

TEL

FAX

令和6年度 歳末たすけあい募金配分事業

地域福祉活動助成 事業報告書

令和6年度歳末たすけあい募金地域福祉活動助成金交付要綱に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 添付書類
- (1) 地域福祉活動助成 事業報告明細書 (様式④)
 - (2) その他 *該当する添付資料の□に✓
 - 事業資料 (パンフレット等)
 - 写真
 - 領収書の写し
 - その他 ()

